

京 都 大 学 寄 附 講 座 及 び 寄 附 研 究 部 門 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (寄附講座等の構成) 第9条 寄附講座等には、少なくとも教授又は准教授に相当する者1人及び准教授又は助教に相当する者1人の教員を置くものとする。 2 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教員とする。 3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座教員等」という。）は、特定教員、有期雇用教職員又は時間雇用教職員とする。ただし、外国人については、組織規程第14条第1項に規定する外国人教師又は外国人研究員として雇用することができる。 4 寄附講座教員等の選考は、当該部局の教員選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。 5 寄附講座教員等には、京都大学客員教授及び客員准教授等に関する規程（昭和47年達示第11号）の定めるところにより、「客員教授」又は「客員准教授」を称せしめることができる。 (後 略)</p>	<p>(寄附講座等の構成) 第9条 } 2 } (同 左) 3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座教員等」という。）は、特定教員（<u>年俸制特定教員を含む。</u>）、有期雇用教職員又は時間雇用教職員とする。ただし、外国人については、組織規程第14条第1項に規定する外国人教師又は外国人研究員として雇用することができる。 4 } 5 } (同 左) 附 則 この規程は、平成19年5月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p>